

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

| | | |
|----------------|---|-------------------------------------|
| 許認可等の内容 | | 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成の決定 |
| 根拠法令等及び条項 | | 栃木市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第8条 |
| 標準 処理 期間 | 根拠条項 | 未設定 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | 標準処理期間 | 30日 |
| 審査 基準 | 根拠条項 | 栃木市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第2条及び第4条 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成26年 2月14日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | <p>【 基 準 】</p> <p>1 定義</p> <p>この告示において「助成対象児童」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。</p> <p>(1) 市内に住所を有する18歳未満の者</p> <p>(2) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象外である者</p> <p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師(以下「指定医」という。)から、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると判断された者</p> <p>2 助成対象者</p> <p>補聴器購入費等の助成(以下「助成」という。)の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、助成対象児童の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。)で、市内に住所を有する者とする。</p> <p>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象から除外する。</p> <p>(1) 助成の申請を行う月の属する年度(4月から6月までの申請にあつては前年度)における助成対象児童の属する世帯に、市町村民税の所得割が46万円以上の者がいる場合</p> <p>(2) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定に基づき、既に助成を受けている場合</p> <p>(3) この告示による助成を受けた補聴器が、別表に定める耐用年数を経過していない場合</p> | |